

1 本市における自殺総合対策の推進体制

自殺対策を推進するためには、行政、各関係機関・団体などが協働し、あらゆる立場から取組を進めるとともに、総合的な対策の推進に向けて、有機的な連携を強化していくことが不可欠です。

このため、平成 29 年度から、本市では自殺及び自殺対策の実態把握や情報分析を行うとともに、関係機関・団体の連携の中核として、きめ細かな支援を推進する「京都市地域自殺対策推進センター」を「障害保健福祉推進室」に設置し、総合的な推進体制の強化を図ります。

また、「こころの健康増進センター」では、自殺対策の普及啓発及び相談支援について、全市的な対策を行うとともに、各区役所・支所への研修や助言指導を行います。

さらに、各区役所・支所の「保健センター」では、これまでから、こころのケアの観点から自殺を含めた相談支援を実施してきましたが、平成 29 年度に創設する「保健福祉センター」においては、「障害保健福祉課」を自殺対策の身近な窓口として位置付け、各制度の所管課・関係機関等との連携を強化し、各区役所・支所における総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいきます。



2 連携体制の現状 ※事務局把握分のみ

